

低炭素型自動車交通推進事業（トラック分野）交付規程

第1章 総則

（適用）

第1条 この交付規程は、経済産業大臣が定める低炭素型自動車交通推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条に基づき、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図る。

2 全ト協が行う当該補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この交付規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、自動車交通分野の輸送の効率化を促進するため、貨物自動車運送事業の輸送効率化に資する総合的な取り組みの実証事業、低炭素エネルギーを活用した実証事業及びエコドライブ推進普及啓発事業に対して必要な経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことにより、貨物自動車交通分野のエネルギー使用量等を削減し、もって貨物自動車分野の省エネルギー・低炭素化の促進を目的とする。

（用語の定義）

第3条 この交付規程において使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語によるものとする。

第2章 補助事業

（交付の対象）

第4条 全ト協は、この補助金の目的を達成するため、国の補助金の交付を得て、補助事業に必要な経費の一部を予算の範囲内において交付する。

2 前項の経費のうち、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（補助事業に係る補助率及び補助金の額）

第5条 補助事業に係る補助率は補助対象経費の1/2以内とし、補助金の交付限度額については、一事業当たり1億円とする。ただし、総額は予算の範囲内とする。

（補助事業の募集等）

第6条 全ト協は、補助金の交付の申請について、広く一般に募集するものとし、その期間等については、別に定めるものとする。

(申請者の資格等)

第7条 申請者は、貨物自動車運送事業者等であって、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業者
- (2) 第二種貨物利用運送事業者
- (3) 貨物自動車運送事業者を構成員に含む団体・協議会
- (4) 貨物自動車関連の機器・システムメーカー、荷主、燃料供給会社、リース会社（リース品を申請する場合）等（申請にあたっては、(1)、(2)又は(3)の者と共同申請するものとする。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、申請することができない。

- (1) 道路運送法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（法人にあっては、その役員）
- (2) 経済産業省から補助金等の交付及び事業の委託の停止処置を受け、その停止期間が経過していない者

(申請)

第8条 申請者は、第6条の規定に定めるところにより、補助事業の申請をしようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に全ト協が定める書類を添付して、全ト協が別に定める期間に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

3 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

(選定委員会)

第9条 全ト協は、補助金の交付決定を適正に行うため、全ト協内に低炭素型自動車交通推進事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の設置、運営及び審査に必要な事項は、別に定める。

(交付の決定等)

第10条 全ト協は、第8条第1項の規定による申請の提出があり、その申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が本交付規程に適合すると認めるときは、選定

委員会に付議するものとする。

- 2 全ト協は、当該申請に係る選定委員会の審査の結果を受け、補助金を交付すべきと認めるときは予算の範囲内において速やかに交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知を行うものとする。
- 3 全ト協は、前項の通知を行うに当たり、条件を付することができるものとする。
- 4 全ト協は、第2項の交付決定を行うに当たり、補助対象経費の1/2以内又は補助金の交付限度額のいずれか低い額を補助金の交付決定額とする。
- 5 全ト協は、第2項の交付決定を行うに当たり、第8条第2項の規定による申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 6 全ト協は、第8条第2項のただし書きによる申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行う旨の条件を付して交付の決定をするものとする。
- 7 全ト協は、当該申請に係る第1項の選定委員会の審査の結果を受け、当該事業が採択されなかったときは、様式第3による補助金交付申請不採択通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条第2項の補助金交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、当該交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して、7日以内に様式第4による補助金交付申請取下書を全ト協に提出しなければならない。

第3章 補助事業の実施

(補助事業の開始等)

- 第12条 補助事業者は、第10条第2項に定める交付決定日以降、その交付の決定の内容に基づく補助事業を開始することができる。ただし、交付決定日以前において、申請者の自己責任で準備等を行うことについてはこれを妨げないが、これに要した費用については補助対象外とする。
- 2 補助事業者は、当該交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月31日までに、原則として2ヶ月以上の効果検証期間を含めた補助事業を完了しなければならない。

(契約等)

第13条 補助事業者は、当該補助事業の実施にあたって、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を3社以上の競争入札又は見積比較により決定しなければならない。ただし、当該補助事業の遂行上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助対象経費の支払は、手形によるものではないこと。

(計画変更等の承認等)

第14条 補助事業者は、第8条第1項に定める様式第1の補助金交付申請書又は添付書類の内容を変更しようとするとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第5による補助事業計画変更等承認申請書を交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日までに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第3号のただし書きの軽微な変更にあつては、様式第6による補助事業計画変更等届出書を全ト協に届け出ることにより、その承認に代えることができる。

- (1) 法人の場合にあつては代表者等の変更があるとき
- (2) 補助事業の全部または一部を他人に承継しようとするとき
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次の①～②で定める軽微な場合を除く。
 - ①補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効果的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ②補助目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (5) その他、全ト協が必要と認め指示したとき

2 全ト協は、前項の計画変更を承認したときは、当該補助事業者の様式第7の補助事業計画変更等承認通知書により通知するものとする。この場合において、全ト協は必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとし、交付決定額の変更については、原則減額とし、増額は行わない。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第10条第2項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を全ト協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 全ト協が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が全ト協に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、全ト協は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が全ト協に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 全ト協は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 全ト協は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、全ト協が行う弁済の効力は、全ト協が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、全ト協の要請があった場合には、速やかに様式第8による補助事業実施状況報告書を全ト協に提出しなければならない。

(事故の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が第12条第2項に定める期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第9による補助事業事故報告書を全ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、交付決定通知を受けた日の属する会計年度の1月10日までとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）は、完了した日から30日以内又は完了の日の属する会計年度の2月20日のいずれか早い日までに、補助対象経費に係る支払を完了させ、様式第10の補助事業実績報告書に全ト協が定める書類を添付して、全ト協に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、全ト協の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに前項に準ずる実績報告書を全ト協に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、全ト協は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 全ト協は、前条第1項の補助事業実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容（第14条第1項の規定に基づく変更承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助対象経費の実績額の1/2以内又は交付決定額のいずれか低い額を交付すべき補助金の額と確定し、補助事業者の様式第11による補助金の額の確定通知書により通知するも

のとする。

- 2 全ト協は、第18条第4項の規定による実績報告がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに全ト協に提出しなければならない。

- 2 全ト協は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して補助事業者に対該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、補助事業者は返還の期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納に係る金額に対して年利10.95%の割合で計算した延滞金を全ト協に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定に基づく補助金の額の確定通知を受けて補助金の支払いを受けようとするときは、様式第11の補助金の額の確定通知書を受領した日から7日以内に、様式第13による補助金精算払請求書を全ト協に提出しなければならない。

- 2 全ト協は前項の請求書の提出を受けて、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第22条 全ト協は、第14条第1項第4号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第10条第2項の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、要綱、本交付規程の規定若しくは全ト協の指示に違反した時
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (5) 補助事業者が補助事業を実施中に第7条第2項第1号に該当するに至ったとき
- (6) 前各号に定めるほか、補助金を交付することが不適當であると認める事由があるとき

- 2 全ト協は、前項の規定による補助金の交付の取消し又は変更をしたときは、補助事業者に速やかに様式第14による補助金交付決定取消通知書によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、第19条第1項に規定する補助金の額の確定があった後についても、適用があるものとする。

(補助金の返還)

第23条 全ト協は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあって、既に補助金を交付しているときは、様式第15による補助金返還請求書により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の補助金の返還の期限及び延滞金の納付については、第20条第3項の規定を準用する。
- 3 全ト協は、第1項の返還を命ずる場合(第22条第1項第4号から第6号に掲げる場合を除く。)には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて当該補助金の額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を命ずることができる。
- 4 前項の加算金の納付については、第2項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第16による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書に様式第17による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 全ト協は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入が有り、又は有ると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

(取得財産等の処分の制限)

第25条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、設備等については、一定期間その処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること等をいう。)を行ってはならない。ただし、第3項により全ト協から承認を得て行う処分については、この限りではない。

- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期限内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、予め様式第18に定める財産処分承認申請書を全ト協に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第3項の承認後、取得財産等を処分することにより収入が有り、又は有ると見込まれるときは、速やかに全ト協に報告しなければならない。
- 5 全ト協は、前項の場合には期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助事業者に対して請求するものとする。ただし、納付を請求することができる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。
- 6 前項の場合においては、第20条第3項の規定を準用する。

第4章 雑則

(区分経理)

第26条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、全ト協の要求があったときは、いつでも報告に供せるよう保存しておかなければならない。

(全ト協等による調査)

第27条 全ト協は、補助事業の交付業務の適正な運営を図るために、必要な範囲内において補助事業者に対し、所要の調査を行うことができるものとする。

2 全ト協は、全ト協の職員等に前項の調査を行わせることができる。

(1年後における事業実施効果報告)

第28条 補助事業者は、補助事業終了1年後における事業実施効果について、様式第19による事業実施効果報告書をデータ取得完了後90日以内に全ト協に提出しなければならない。

(事業の実施状況報告)

第29条 設備機器等を導入した補助事業者は、当該事業の実施状況について、様式第20による補助事業実施状況報告を当該補助事業の完了した日から1年、2年および3年が経過する日から30日以内に全ト協に報告しなければならない。

2 補助事業者は、事業完了3年経過後においても、当該設備機器等の法定耐用年数が経過するまでの間において、全ト協から実施状況の報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(附 則)

1 この交付規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成23年5月31日）から施行する。

別表 補助対象経費

交付規程第4条第2項に掲げる経費は、補助事業を実施するため新たに追加的に発生する下表に掲げる経費とする。

補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率
貨物自動車運送効率化実証事業 *貨物自動車運送事業の輸送効率化に資する総合的な取組の実証事業	事業費	I 設備整備等に要する経費 ・設備機器導入費(自動仕分機、荷役機器等) ・情報管理システム及び関連機器導入費(求荷求車システム、配車管理システム、事務所機器、車載機器等) ・車両改造費(輸送効率化に資するものに限る。) ・車両導入費(輸送効率化に資するものに限る。) ・上記設備等のシステム開発費、設計費、工事費、リース費等 II 実証事業推進に必要な経費 ・協議会・講習会運営費(会場費、講師謝金、資料代等) ・その他実証事業推進に必要な経費 III 効果検証に必要な経費 ・実証事業運用に係る運行経費(効果検証期間に係るものに限る。) ・データ収集・分析費 ・コンサルタント委託費等 ・その他効果検証に必要な経費	1/2以内 (交付限度額 1億円)
低炭素型エネルギー活用促進実証事業 *環境に優しい低炭素エネルギーを活用した実証事業	事業費	I 設備整備等に要する経費 ・低炭素型エネルギー供給設備導入費(CNGスタンド、給電装置等) ・車両改造費(スタンバイ装置設置、CNG対応への改造等) ・車両導入費(CNG自動車、電気自動車等) ・上記設備等のシステム開発費、設計費、工事費、リース費等 II 実証事業推進に必要な経費 ・協議会運営費(会場費、講師謝金、資料代等) ・その他実証事業推進に必要な経費 III 効果検証に必要な経費 ・実証事業運用に係る運行経費(効果検証期間に係るものに限る。) ・データ収集・分析費 ・コンサルタント委託費等 ・その他効果検証に必要な経費	
エコドライブ推進普及啓発事業 *トラック事業協同組合等が行う複数事業者に対するエコドライブの普及啓発事業	事業費	I 普及啓発事業推進に必要な経費 ・協議会・講習会運営費(会場費、講師謝金、資料代等) ・システム開発・導入費 ・その他普及啓発事業推進に必要な経費 II 効果検証に必要な経費 ・データ収集・分析費 ・コンサルタント委託費等 ・その他効果検証に必要な経費	